

1. 制度の概要

○文部科学大臣は、中期目標期間終了時(※)に組織及び業務全般にわたる検討を行い、所要の措置を講じるものとされている。

(※国立大学法人等の中期目標期間(6年間) 第1期:平成16年度～平成21年度 第2期:平成22年度～平成27年度)

(国立大学法人法35条において準用する独立行政法人通則法35条)

第35条 主務大臣(※文部科学大臣)は、独立行政法人(※国立大学法人等)の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

- 2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会(※国立大学法人評価委員会)の意見を聴かなければならない。
- 3 審議会(※政策評価・独立行政法人評価委員会)は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

(附帯決議)

- ①「国立大学の法人化に当たっては、憲法で保障されている学問の自由や大学の自治の理念を踏まえ、国立大学の教育研究の特性に十分配慮するとともに、その活性化が図られるよう、自主的・自律的な運営の確保に努めること。」(衆・1、参・1)
- ②「文部科学大臣は、中期目標の作成及び中期計画の認可に当たっては、大学の自主性・自律性を尊重する観点に立って適切に行うこと。」(衆・4)
- ③「中期目標の実際上の作成主体が法人であることにかんがみ、文部科学大臣は、個々の教員の教育研究活動には言及しないこと。文部科学大臣が中期目標・中期計画の原案を変更した場合の理由及び国立大学法人評価委員会の意見の公表等を通じて、決定過程の透明性の確保を図るとともに、原案の変更は、財政上の理由など真にやむを得ない場合に限ること。」(参・5)
- ④「独立行政法人通則法を準用するに当たっては、総務省、財務省、文部科学省及び国立大学法人の関係において、大学の教育研究機関としての本質が損なわれることのないよう、国立大学法人と独立行政法人の違いに十分留意すること。」(参・10)
- ⑤「独立行政法人通則法第35条の準用による政策評価・独立行政法人評価委員会からの国立大学法人等の主要な事務・事業の改廃勧告については、国立大学法人法第3条の趣旨を十分に踏まえ、各大学の大学本体や学部等の具体的な組織の改廃、個々の教育研究活動については言及しないこと。また、必要な資料の提出等の依頼は、直接大学に対して行わず、文部科学大臣に対して行うこと。」(参・11)

【参考】国立大学法人法

第3条 国は、この法律の運用に当たっては、国立大学及び大学共同利用機関における教育研究の特性に常に配慮しなければならない。

国立大学法人等の組織・業務全般の見直しについて

2. 検討状況

○国立大学法人評価委員会において専門的な観点から議論し、見直しの「視点」をまとめた。

	主な例(国立大学法人)	主な例(大学共同利用機関法人)
見直しの基本的な方向性	第2期中期目標・中期計画は、大学の機能別分化を進めるため、各法人の特性を踏まえる必要や、国立大学法人をとりまく状況の変化に対応し、新たな課題に留意する必要がある。	第2期中期目標・中期計画は、新たな学問領域の創成に資するため、機構長のビジョンを明確にし、機構としての一体的な運営体制を強化することや、大学や大学共同利用機関を取り巻く状況の変化や課題に留意する必要がある。
組織の見直しに関する視点	博士(後期)課程、法科大学院、教員養成系学部、附置研究所等の入学定員や組織等の見直しが必要ではないか。	新たな学問領域の創成や共同利用・共同研究機能の向上を図る観点から、機構化のメリットを活かし、機構の組織の在り方を検討することが必要ではないか。
業務全般の見直しに関する視点	(1)教育研究等の質の向上 教養教育の改善、社会貢献・地域貢献機能の強化、グローバル化の推進、附属病院、附属学校等の業務の見直しが必要ではないか。 (2)業務運営の改善等 法人のガバナンスの強化、資産の共同利用や事務の共同実施の促進、コンプライアンス体制の確保等の業務の見直しが必要ではないか。	(1)教育研究等の質の向上 研究実施体制の見直しや利便性の向上、研究環境の一層の充実、多様な研究者の共同利用・共同研究への参画を促進する取組、機構長の裁量の拡大、大学や機構内外の研究機関との連携等のための業務の見直しが必要ではないか。 (2)業務運営の改善等 機構本部の事務局機能の強化、コンプライアンス体制の確保等の業務の見直しが必要ではないか。

○現在、見直しの「視点」をもとに組織・業務全般の見直し内容を検討中であり、6月を目途に文部科学大臣より国立大学法人等に示す予定。

○各法人は、文部科学大臣から示される見直し内容を踏まえ、中期目標・中期計画の素案を作成する。

国立大学法人等の組織・業務全般の見直しのスケジュール

